平成３０年（フ）第５２号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目24番11号　市４－104号
債務者　東　　真美
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第３５６号
仙台市宮城野区岩切２丁目12番１－303号
債務者　鎌田真由美
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４３２号
仙台市青葉区八幡２丁目12番11号　光洋荘７号館105
債務者　清野　　充
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第７６号
茨城県石岡市半田639番地３
債務者　岩田　春美
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１１２号
茨城県小美玉市高崎1323番地５　メルベーユハイツ　Ｃ棟102号
債務者　小野美佐子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１３７号
山梨県西八代郡市川三郷町岩間4418番地14町営住宅岩間団地101号室、前住所山梨県西八代郡市川三郷町岩間4780番地１
債務者　東　　伸二
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１００号
長野市三輪９丁目33番15―102号
債務者　吉田　美佳（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０３号
長野市大字長野往生地1392番地１号
債務者　荒川　清和
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１８３号
岐阜県羽島市福寿町浅平４丁目25番地（ニューシティ福寿202号室）
債務者　串田　美穂
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第７５号
静岡県富士宮市安居山825番地の８
債務者　塩川　幸希
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第２０号
静岡県下田市蓮台寺295番地の１　村山アパート102号
債務者　脇田　　稔
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成３０年（フ）第５６９号
愛知県あま市七宝町川部折戸77番地　横井マンション一102号
債務者　眞榮城淨治
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７０２号
愛知県あま市甚目寺流87番地　ニューエステート　Ｂ101号、従前の住所愛知県あま市七宝町伊福鍛治屋前27番地１　サンハイツ伊福202号
債務者　榎本　彩華
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１５６号
滋賀県高島市安曇川町青柳556番地７
債務者　藤ヶ森一哉
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５７号
滋賀県高島市安曇川町青柳556番地７
債務者　藤ヶ森君乃
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７９号
大津市御殿浜４番11号、前住所大津市松山町３番３－116号
債務者　長谷川孝子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
大津地方裁判所民事部